

令和2年度答申第48号  
令和2年11月10日

諮問番号 令和2年度諮問第48号（令和2年10月7日諮問）  
審査庁 特許庁長官  
事件名 特許料等追納手続却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、特許法（昭和34年法律第121号）112条4項の規定により消滅したものとみなされた特許第a号の特許権（以下「本件特許権」という。）の原特許権者である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、本件特許権について、特許料を追納することができる期間（以下「追納期間」という。）内に特許料及び割増特許料（以下「特許料等」という。）を納付することができなかつたことについて正当な理由があると主張して、納付年分を第4年分とする特許料等を追納する手続（以下「本件追納手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件追納手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

（1）特許法107条1項は、特許権者は、特許権の設定の登録の日から特許

権の存続期間の満了までの各年について、特許料を納付しなければならないと規定し、同法108条2項本文は、第4年以後の各年分の特許料は、前年以前（以下「納付期間」という。）に納付しなければならないと規定している。

- (2) 特許法112条1項は、特許権者は、納付期間内に特許料を納付することができないときは、納付期間が経過した後であっても、その経過後6月以内（追納期間）に特許料を追納することができる」と規定し、同条2項は、前項の規定により特許料を追納する特許権者は、特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならないと規定している。

そして、特許法112条4項は、特許権者が追納期間内に特許料及び割増特許料（特許料等）を納付しないときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなすと規定している。

- (3) 特許法112条の2第1項は、同法112条4項の規定により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者は、追納期間内に特許料等を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その特許料等を追納することができる」と規定している。

そして、特許法112条の2第2項は、前項の規定により特許料等の追納があつたときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って存続していたものとみなすと規定している。

- (4) 特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するもの」と規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、本件特許権の第4年分の特許料（以下「本件特許料」という。）の納付期間（その末日は平成29年1月17日）内に本件特許料を納付せず、さらに、追納期間（その末日は同年7月18日）内に本件に係る特許料等を納付しなかつた（以下「本件期間徒過」という。）ため、特許法112条4項の規定により、本件特許権は納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされた。

（回復理由書、手続却下の処分）

- (2) 審査請求人は、平成30年5月23日、処分庁に対し、特許法112条4

項の規定により消滅したものとみなされた本件特許権に関し、本件追納手続をするとともに、同月28日、処分庁に対し、本件期間徒過について正当な理由があると主張して、回復理由書を提出した。

(特許料納付書、回復理由書)

(3) 処分庁は、令和2年2月3日付けで、審査請求人に対し、本件期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件追納手続は特許法112条の2第1項の要件を満たしていないとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件却下処分をした。

(却下理由通知書、手続却下の処分)

(4) 審査請求人は、令和2年5月14日付けで、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和2年10月7日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

本件期間徒過は、本件特許権について、特許料の納付管理（以下「年金管理」という。）を受任していたP事務所（以下「本件特許事務所」という。）の事務員（以下「事務員A」という。）が、本件特許権とは別の特許権について以後の年金管理は不要であると指示するメールを受領した際、誤って、本件特許事務所内で利用する特許事務管理システム（以下「本件システム」という。）に登録されていた本件特許権の特許料納付に係る基礎データ（以下「本件年金基礎データ」という。）の年金状況を「管理」から「不要」に変更（以下「本件変更」という。）した結果、本件特許料の納付期限が通知されなくなったために生じた。本件特許事務所では、このような人為的ミスが発生したとしても、それを発見・防止するための措置が講じられているが、本件期間徒過については、複数の人為的なミスの発生と、担当弁理士におけるチェックの機会すら失われるという「特殊な事情」が発生したために本件期間徒過を防止できなかったのであるから、本件期間徒過には特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」がある。したがって、本件却下処分の取消しを求める。

### 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概

要は、以下のとおりである。

事務員Aは、本件システムの本件年金基礎データの年金状況を「管理」から「不要」に変更した際、当該特許権を確認するという基本的作業を怠り、別の特許権と本件特許権を取り違えて本件変更をしている上、業務マニュアル等によれば、本件年金基礎データの年金状況を「管理」から「不要」に変更した場合には、依頼人からの指示がなされたメールを印刷し、当該本件特許権に関する包袋に編綴した上で他の事務員（以下「事務員B」という。）に対してその報告をし、担当弁理士のチェックを受けなければならないとされていたにもかかわらず、本件変更に際しては、これらの行為を一切していないというのであり、不注意の程度が著しい。

さらに、業務マニュアルでは、本件特許事務所では特許料納付期限到来予定の案件を抽出し、改めて包袋と照合してチェックするとともに、本件システムのデータの修正を行うこととなっているにも関わらず、この確認作業をした形跡もない。加えて、本件特許事務所の管理部門の事務責任者（以下「事務責任者C」という。）は、本件システムの本件年金基礎データの年金状況が「不要」となっていることに加え、備考欄に「他所年金管理2016/4/5 メールより」と記録されていることを確認したにもかかわらず、これらの記録のみをもって事務員Aの操作ミスによって「不要」と入力されたのではないと轻信し、備考欄に記載された電子メールの存否及び内容を確認することもせず、業務マニュアルに定められたとおりに包袋と照らし合わせた確認をすることもしなかったというのであるから、本件特許事務所において、追納期間内に特許料等の納付がないという事態を発生させないために必要かつ十分な措置がとられていたということができないことは明らかである。そうすると、本件期間徒過について、特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるということではできないから、本件却下処分は適法である。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年10月7日、審査庁から諮問を受け、同月22日、同年11月5日の計2回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和2年10月26日付けの主張書面の提出を受けた。

#### 1 審理員の審理手続について

一件記録によれば、審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認めべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件では、本件期間徒過に係る特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」の有無が争点であるが、「正当な理由」があるときは、知財高裁平成30年5月14日判決（平成29年（行コ）第10004号）が判示するとおり、特段の事情のない限り、原特許権者（その特許料の納付管理又は納付手続を受託した者を含む。）において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、追納期間内に特許料等を納付することができなかつた場合をいうものと解するのが相当である。

そして、相当な注意を尽くしていたというためには、追納期間の徒過が、特許権が消滅したものとみなされるという事態を招いてしまうのであるから、そのような事態を発生させないために必要かつ十分な措置がとられていたことが求められるというべきである。

(2) 審査請求人が審査請求書、回復理由書等により主張する経緯の概要は、以下のとおりである。

事務員Aは、本件特許権と他の特許権を取り違え、本件変更を行い、本件年金基礎データの備考欄に「他所年金管理2016/4/5 メールより」と入力した。

業務マニュアル（国内年金期限管理・納付手続マニュアル）等によれば、事務員A、事務員B、事務責任者C及び担当弁理士（以下「本件事務処理担当者ら」という。）において、以下の事務処理が行われることとなっており、その体制が整えられていたが、実際には行われなかつた。

ア 事務員Aは、クライアント等からの指示（以下「指示メール」という。）を印刷の上で包袋に編綴するなどして、担当弁理士に包袋を提出してその確認を受け、包袋の管理カードにサインをもらうことになっていたが、本件特許権に係る指示メールの編綴は行われなかつたし、担当弁理士に包袋は提出されなかつた。

イ 担当弁理士は、本件変更を行った事務員Aから包袋の提出を受ければ、そのチェックの際には本件特許権に係る指示メールと本件年金基礎データの年金状況の比較対照を行った上でサインをすることになるから、内容の不一致は容易に確認できたはずであるが、事務員Aから包袋の提出がなかつたために担当弁理士による確認は行われなかつた。

ウ さらに、毎月10日までに、特許料納付期限が5か月後の末日までに

到来する予定の案件を抽出し、案件毎に包袋との照合作業をすることとなっているが、これが行われた形跡はない。また、事務責任者Cが、本件年金基礎データの年金状況が「不要」となっていた案件を確認する際にも、本件変更の契機となった本件特許権に係る指示メールの有無を確認することなく、本件年金基礎データの備考欄に「他所年金管理2016/4/5 メールより」と記録されていることのみをもって、本件変更が操作ミスによるものとは考えなかった。

なお、事務員Bは、事務員Aからの本件変更の報告を受けて、納付日カレンダーからの削除、包袋表紙への押印、顧客別名簿への記入を行うことになっていたとのことであるが、事務員Aが事務員Bへ報告をし、事務員Bが上記作業を行ったか否かについては、明らかではない（回復理由書、納付日カレンダー）。

- (3) 審査請求人は、上記(2)のチェック体制は存在したが、事務員Aが自らのミスに気づかず、想定できない複数の人為的ミスの発生と担当弁理士の確認の機会が失われたことをもって特殊な事情があったと主張する。

しかしながら、本件事務処理担当者らは、上記(2)のとおり、業務マニュアル等により行うべきであった事務処理を怠り、このため本件期間徒過を生じさせたというのであるから、審査請求人において、相当な注意を尽くして事務処理に当たっていたとはいえないことは明らかであって、本件期間徒過を回避するための必要かつ十分な措置を講じていたとはいえず、本件期限徒過をやむを得ないとする特段の事情があったとは到底いえない。

審査請求人のその余の主張、及び、令和2年10月26日付けで当審査会に対し提出された主張書面による、審理員意見書の判断が誤っているとの主張も、上記結論を左右するものではない。

したがって、本件期間徒過について「正当な理由」があるということはいえないから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員 戸 塚 誠

委 員 佐 脇 敦 子  
委 員 中 原 茂 樹